

様似町一般競争入札内訳書提出要領

(対象とする入札)

第1 町が発注する資材、備品に係る購入業務（以下「工事等」という。）のうち、一般競争入札に付するものを対象とする。

(内訳書の提出)

第2 入札にあたり、入札金額に見合う資材、備品の購入費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

2 内訳書は、品目、経費別等の内訳を明らかにしたものとしなければならない。

3 提出された内訳書は返却しない。

(記載事項)

第3 内訳書は、次のとおり作成するものとする。

(1) 入札日

(2) 入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印（代表には委任を行けている者も含む）

(3) 工事等名

(4) 資材、備品の購入費内訳

(提出の時期と方法)

第4 内訳書の提出時期と提出方法は、次によるものとする。

(1) 第1回目の入札前に対象工事等名の入札箱へ工事等名、会社名を記載した封筒に入れて提出するものとし再度入札になった場合は、提出は不要とする。

(入札の無効)

第5 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

(1) 内訳書が未提出の場合

(2) 提出された内訳書が未記載である場合

(3) 工事等名を確認できない場合

(4) 記名、押印を欠くもの

(5) 鉛筆書き等により意思表示の不明瞭なもの

(6) 内訳書の合計に間違いがあるもの

(7) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合

(8) 入札者（代理人をして入札した場合にあっては当該代理人）以外の者が内訳書を提出した場合

(適用時期)

第6 一般競争入札参加申請者の指名を受けた入札から適用する。

(審査)

第7 入札執行時に提出されたすべての内訳書を審査の対象とする。

2 審査は、開札時に行い、積算内訳に不備があると認められた場合は、当該入札者の入札は無効とする。